

年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続要領（案）

平成 19 年 8 月 日

総務省行政評価局長及び社会保険庁運営部長決定

「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）第 2 の 4）の規定を実施するため、本要領を決定する。

第 1 受付等

1 年金記録に係る申立ての範囲

年金記録に係る申立て（以下「事案」という。）の対象は、社会保険庁が管理する厚生年金に関する原簿及び国民年金原簿に係る苦情として、年金記録の確認を求めるものとする。

この場合において、社会保険審査官に対する審査請求又は社会保険審査会に対する再審査請求において審査中の事案又は棄却された事案についても対象とする。また、取消訴訟において係争中の事案又は棄却された事案についても対象とする。

2 社会保険庁による申立ての受付等

(1) 社会保険事務所での受付

事案は、社会保険事務所で受け付ける。

(2) 受付事案の総務省への送付

社会保険事務所において受け付けた事案については、年金記録等を確認の上、必要書類を添付して、社会保険事務局を經由して管区行政評価（支）局・行政評価事務所の行政相談課又は行政評価分室（以下「管区行政評価局等」という。）へ送付する。

(3) 社会保険事務局から申立人への通知

社会保険事務局が管区行政評価局等に対して事案を送付した場合には、速やかにその旨を申立人に通知するものとする。

3 総務省における事案の受付及び第三者委員会での調査審議等

(1) 管区行政評価局等での受付及び地方第三者委員会での調査審議（次の（2）の場合を除く。）

管区行政評価局等は、社会保険事務局から送付された事案を受け付けるものとする。これらの事案については、年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方第三者委員会」という。）の調査審議に付されるものとする。

(2) 管区行政評価局等から本省への移送及び中央第三者委員会での調査審議

管区行政評価局等において受け付けた事案のうち、他の年金記録に係る苦情のあっせんを行うに際しての先例となる可能性があると考えられるものについて

は、行政評価局行政相談課と協議の上、同課に移送する。

これらの事案については、年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央第三者委員会」という。）の調査審議に付されるものとする。

第2 総務大臣によるあっせん等

1 総務大臣によるあっせん等の実施

中央第三者委員会及び地方第三者委員会から、年金記録の訂正が必要である旨のあっせん案の報告又は年金記録の訂正は必要ないと判断した旨の報告を受けたときは、総務大臣から社会保険庁長官に対し、総務省設置法第4条第21号に基づくあっせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知（以下「あっせん等」という。）を行う。

総務大臣があっせんを行ったときは、社会保険庁は、そのあっせんに基づいてとった年金記録訂正の実施状況について、速やかに報告を行う。

2 申立人への通知

総務大臣が上記のあっせん等を行ったときは、申立人に対してその旨を通知する。

3 総務大臣によるあっせん等の公表

総務大臣があっせん等を行ったときは、その件数及び概要を公表する。

第3 その他

この要領のほか、年金記録に係る申立てに対するあっせんに関する受付等事務手続に関する詳細については、別途定める。